長野県上伊那広域水道用水企業団職員旅費規程

(昭和 55 年 4 月 1 日 規 程 第 7 号)

昭和 61 年 4 月 1 日規程第 1 号 平成 2 年 7 月 9 日規程第 1 号 平成 11 年 3 月 24 日規程第 1 号 平成 12 年 6 月 19 日規程第 2 号 平成 18 年 3 月 31 日規程第 2 号

(目的)

第1条 この管理規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第2号の規定により、公務のために旅行する職員等に対する旅費について、必要な事項を 定めることを目的とする。

改正

(旅費の額、支給方法等の準用規定)

第2条 旅費の額、支給方法等については、この規程で特に定めるもののほか、伊那市職員の旅費等に関する条例(平成18年伊那市条例第41号)及び伊那市職員の旅費支給等に関する規則(平成18年伊那市規則第33号。)を準用し、同条例及び規則中、「市長」とあるのは「企業長」と、「市議会議長」とあるのは「企業団議会議長」と、「市」とあるのは「企業団」と、「市役所」とあるのは「在勤庁」と、「市内」とあるのは「在勤地内」と、「伊那市管内」とあるのは「企業団管内」と読み替えるものとする。

(用語の意義)

- 第3条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 在勤地 在勤庁の存する市町村の区域をいう。
 - (2) 管内 伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村及び諏訪市後山区の区域 をいう。

(旅費の特例)

第4条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3 項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この管理規程によ る旅費の支給ができないとき、又はこの管理規程の規定により支給する旅費が、労 働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないとき は、その職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はそ の金額に満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。

(委任)

第5条 この管理規程に定めるもののほか、旅費の請求及び支給等に関する様式、その他必要な事項は、企業長が定める。

附則

この管理規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規程第1号)

この管理規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成2年7月9日規程第1号)

この管理規程は、平成2年7月9日から施行する。

附 則(平成11年3月24日規程第1号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の長野県上伊那広域水道用水企業団職員旅費規程の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分の旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年6月19日規程第2号)

この管理規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第2号)

この管理規程は、平成18年3月31日から施行する。